

# 令和元年第8回 議会運営委員会

【日時】 令和元年5月29日(水)午前10時

【場所】 第1委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 第2回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

執行機関側提出議案 46件

- ア 報告案件 14件
- イ 人事案件 1件
- ウ 条例案件 25件
- エ 一般案件 3件
- オ 予算案件 3件

### (2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3・4

- ア 議案の取り扱い
- イ 質疑等通告の提出期限（6/3（月）午後5時）

### (3) 第2回定例会の日程について

資料 No. 5

- ア 定例会の日程
- イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（6/3（月）午後5時）  
一般質問通告（6/6（木）午後5時）

### (4) 一般質問の時間配分について

会派名	所定時間	質問者数	質問者名及び質問時間		
会派のぞみ	440分	人	分	分	分
			分	分	分
			分	分	分
			分	分	
会派みらい	120分	人	分	分	分
公明党	120分	人	分	分	分
市民パワー	80分	人	分	分	
日本共産党	80分	人	分	分	

※開始時間 6月17日：午前10時、6月18日：午前9時

(5) 第3回定例会の日程について

資料 No. 6

(6) 令和元年度議会報告会について

資料 No. 7

(7) 令和元年度議会による行政評価について

資料 No. 8

(8) 先例の見直しについて  
予算決算委員会の設置に伴う修正

資料 No. 9

(9) インターネットを活用した映像配信について

資料 No. 10

(10) 前期議会運営委員会からの申し送り事項について

資料 No. 11

(11) 管外視察について  
期日：10月16日（水）・17日（木）

#### 4 その他

(1) 当面の日程

ア 6月17日（月） 中日議運 午前9時から 第1委員会室

イ 6月27日（木） 閉会日議運 午前11時（予定）から 第1委員会室

※個別開催通知は省略いたします。

#### 5 閉会

総括	
報告案件	14件
人事案件	1件
条例案件	25件
一般案件	3件
予算案件	3件

---

計 46件

### 案件の概要

---

報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について） 【国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正したもの。】
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成31年3月3日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を44,766円と定め、令和元年5月9日に専決処分したもの。】
報告第13号	権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告するもの。放棄した債権の件数201件、放棄した債権の金額4,516,850円】
報告第14号	権利の放棄について（病院料金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数74件、放棄した債権の金額1,869,924円】
報告第15号	権利の放棄について（水道料金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数132件、放棄した債権の金額1,063,799円】
報告第16号	平成30年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 【翌年度繰越額 2,151,157,149円】
報告第17号	平成30年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について 【翌年度繰越額 211,776,000円】
報告第18号	平成30年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について 【翌年度繰越額 11,600,000円】
報告第19号	平成30年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について 【翌年度繰越額 398,500,000円】
報告第20号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について 【飯田市土地開発公社の平成30年度決算書等及び平成31年度事業計画書等の提出】
報告第21号	飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について 【飯田清掃株式会社の第48期決算書等及び第49期事業計画書の提出】
報告第22号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について 【株式会社飯田健康温泉の平成30年度決算書等及び平成31年度事業計画書等の提出】

- 報告第23号 一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について  
【一般財団法人飯田勤労者共済会の平成30年度決算書等及び平成31年度事業計画書等の提出】
- 報告第24号 一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について  
【一般財団法人飯田市南信濃振興公社の決算書等及び事業計画書等の提出】
- 

- 議案第70号 飯田市千代財産区管理委員の選任について  
【委員2人の任期満了に伴い、新たに委員を選任したいとするもの。】
- 

- 議案第71号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
【建築基準法の改正による事務の追加に伴う手数料に係る規定を追加し、及び消費税率の引上げに伴い手数料を改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第72号 飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について  
【地方税法等の改正により、条例の市民税、軽自動車税に関する規定等について所要の改正を行おうとするもの。】
- 議案第73号 飯田市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う使用料及び分担金の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第74号 飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う使用料及び分担金の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第75号 飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第76号 飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【新たに設置する地域振興住宅1か所の設置規定を加えるため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第77号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う粗大ごみ収集処理手数料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第78号 飯田市麻績の里交流センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設等の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第79号 飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設等の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第80号 飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減措置に対応するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第81号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
【令和元年度国民健康保険税の税率等の改正及び地方税法等の改正によるもの。】
- 議案第82号 飯田市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第83号 地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴い、条例に規定される税率の表示を改正しようとするもの。】

- 議案第84号 飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う水道料金等の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第85号 飯田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う農業集落排水処理施設使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第86号 飯田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う下水道使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第87号 飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【冷暖房設備の設置に伴い、使用料又は利用料金に関する規定を加えようとするもの。】
- 議案第88号 飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第89号 飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第90号 飯田市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設等の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第91号 飯田勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の利用料金の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第92号 飯田文化会館条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設の使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第93号 飯田市人形浄瑠璃施設条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う施設及び附属設備の利用料金の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第94号 飯田市地域人形劇センター条例の一部を改正する条例の制定について  
【消費税率の引上げに伴う備品等の利用料金の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 議案第95号 飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
【観覧料に関する規定の整備及び消費税率の引上げに伴う使用料の改定について、条例の一部を改正しようとするもの。】
- 
- 議案第96号 土地の取得について  
【リニア関連事業丹保・北条代替地整備に伴い、24,572.65平方メートルの土地を取得することについて、議会の議決を求めるもの。】
- 議案第97号 財産の処分について  
【産業用地として基金で取得した用地につき、一部を売却したいとするもの。21,238.81㎡、109,962,099円】
- 議案第98号 市道路線の認定について  
【上郷486号線ほか 4路線】
- 
- 議案第99号 令和元年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ701,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47,054,605千円とする。】
- 議案第100号 令和元年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案  
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,963,026千円とする。】

議案第101号 令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案  
【歳入予算の組替えのため、補正を行いたいとするもの。】

---

◎令和元年度一般会計補正予算(第2号)案について

1 補正額 701,610 千円

2 主な内容

- ・プレミアム付商品券事業 388,925千円
- ・伊豆木産業用地売却 歳入:109,962千円 歳出:101,927千円
- ・飯田総合運動場2種公認検定に向けた改修工事 73,268千円
- ・地域密着型サービス施設(認知症高齢者グループホーム)建設に対する補助金 32,000千円
- ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別交付金事業 5,211千円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
14 国庫支出金	6,227,832	119,807	6,347,639	プレミアム付商品券事業補助金 71,050 プレミアム付商品券事務費補助金 33,675 現年度分低所得者保険料軽減負担金 10,148 児童扶養手当システム改修事業補助金 3,625
15 県支出金	2,885,552	74,592	2,960,144	民有林林道改良事業補助金 36,389 地域医療介護総合確保基金補助金 32,000 低所得者保険料軽減負担金 5,074 林道舗装事業補助金 2,804
16 財産収入	56,330	109,962	166,292	伊豆木産業用地売却収入
19 繰越金	602,995	9,245	612,240	純繰越金
20 諸収入	2,476,170	291,404	2,767,574	プレミアム付商品券販売収入 284,200 スポーツ振興くじ助成金 6,698 土地改良区選挙負担金 506
21 市債	4,258,700	96,600	4,355,300	合併特例事業債 67,500 公共事業等債 23,900 過疎対策事業債 11,600
歳入合計	46,352,995	701,610	47,054,605	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
02 総務費	5,131,460	506	5,131,966			506	0	土地改良区総代選挙費
03 民生費	15,624,709	450,636	16,075,345	157,381		284,200	9,055	プレミアム付商品券事業 388,925 特別養護老人ホーム等建設補助事業 32,000 介護保険特別会計繰出金 20,297 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別交付金事業 5,211
04 衛生費	4,574,005	△ 2,600	4,571,405	△ 1,950			△ 650	国民健康保険特別会計繰出金
06 農林水産業費	1,180,022	76,893	1,256,915	38,968	35,500		2,425	林道改良事業費(補助) 71,350 林道舗装事業費 5,984
07 商工費	2,451,114	101,927	2,553,041			101,927	0	伊豆木産業用地取得費
10 教育費	4,221,863	74,248	4,296,111		61,100	6,698	6,450	飯田総合運動場改修費 73,268
歳出合計	46,352,995	701,610	47,054,605	194,399	96,600	393,331	17,280	

令和元年飯田市議会第2回定例会  
議案一覧表

資料 No. 3  
議会運営委員会

6月5日上程分

◎ 報告議案 (14件)	
報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第13号	権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）
報告第14号	権利の放棄について（病院料金に係る債権）
報告第15号	権利の放棄について（水道料金に係る債権）
報告第16号	平成30年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第17号	平成30年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第18号	平成30年度飯田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第19号	平成30年度飯田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第20号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第21号	飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第22号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について
報告第23号	一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第24号	一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

◎ 即決議案 (1件)	
議案第70号	飯田市千代財産区管理委員の選任について



## 令和元年飯田市議会第2回定例会 付託議案一覧表

6月5日上程分

### 【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (8件)	
議案第71号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	飯田市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	飯田市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	飯田市遠山郷有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	飯田市市民協働サロン条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号	飯田市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 社会文教委員会付託議案 (12件)	
議案第78号	飯田市麻績の里交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第79号	飯田市ふれあいの郷松ぼっくり条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号	飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号	飯田市総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号	飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第90号	飯田市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号	飯田勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号	飯田文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号	飯田市人形浄瑠璃施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号	飯田市地域人形劇センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第95号	飯田市美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 産業建設委員会付託議案 (8件)	
議案第82号	飯田市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号	飯田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号	飯田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第96号	土地の取得について
議案第97号	財産の処分について
議案第98号	市道路線の認定について

◎ 予算決算委員会付託議案 (3件)	
議案第99号	令和元年度飯田市一般会計補正予算(第2号)案
議案第100号	令和元年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
議案第101号	令和元年度飯田市介護保険特別会計補正予算(第1号)案

**議案第99号 令和元年度飯田市一般会計補正予算（第2号）案  
分科会審査分担表**

**【総務分科会】**

**1 歳入**

款	項	目	議案頁
19 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	10
20 諸収入	5 雑入	1 雑入	12

**2 歳出**

款	項	目	議案頁
2 総務費	4 選挙費	11 土地改良区総代選挙費	14

**3 地方債補正**

**【社会文教分科会】**

**1 歳入**

款	項	目	議案頁
14 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	10
		4 衛生費国庫負担金	10
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	10
15 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	10
		4 衛生費県負担金	10
	2 県補助金	3 民生費県補助金	10
20 諸収入	5 雑入	1 雑入	10
21 市債	1 市債	10 教育債	12

**2 歳出**

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	14
		4 老人福祉費	14
	2 児童福祉費	3 ひとり親家庭福祉費	16
		6 公立保育所費	16
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	16
10 教育費	5 社会教育費	4 公民館費	18
		6 保健体育費	2 社会体育施設費

## 【産業建設分科会】

### 1 歳入

款	項	目	議案頁
15 県支出金	2 県補助金	6 農林水産業費県補助金	10
16 財産収入	2 財産売払収入	1 不動産売払収入	10
21 市債	1 市債	6 農林水産業債	12

### 2 歳出

款	項	目	議案頁
6 農林水産業費	2 林業費	2 林業振興費	16
7 商工費	1 商工費	5 工業振興費	18

## 令和元年飯田市議会第2回定例会

会期 自 令和元年6月5日 23日間  
至 令和元年6月27日

### 日 程 表

月	日	曜日	日 程
6	5	水	<p>開 会 令和元年6月5日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 報告（14件） 報告第11号から報告第24号まで</p> <p>日程第8 議案審議</p> <p>（1）即決議案（1件） 議案第70号 説明、質疑、討論及び採決</p> <p>（2）委員会付託議案（31件） 議案第71号から議案第101号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>（3）追加議案（ 件）（あれば） 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>散 会</p> <p>予算決算委員会（前期全体会） 議場</p>

## 第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
6	6	木	一般質問通告締切り	午後5時まで
	7	金	市長へ一般質問通告	午後3時まで
	8	土		
	9	日		
	10	月		
	11	火		
	12	水		
	13	木		
	14	金		
	15	土		
	16	日		
	17	月	議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問  延 会				
	18	火	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (あれば) 追加議案 ( 件) 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 (請願 件、陳情 件) (あれば) 委員会付託  散 会	
	19	水	総務委員会	午前10時 第1委員会室
	20	木	社会文教委員会	午前10時 第1委員会室
	21	金	産業建設委員会	午前10時 第1委員会室
	22	土		
	23	日		
	24	月	委員会予備日	
	25	火	リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
	26	水		

		予算決算委員会(後期全体会) 午前9時	議場
		議会運営委員会	午前11時 第1委員会室
27	木	<p>午後1時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案(あれば)</p> <p>ア 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>イ 議員及び委員会提出議案 発議(委)第 号から発議(委)第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願、陳情上程(あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 閉会中の継続審査の申し出</p> <p>日程第7 議員派遣</p> <p>閉 会</p>	

(令和元年)飯田市議会第3回定例会 会議日程(案)

月	日	曜日	日 程	備 考
8	19	月		
	20	火	告示・議会運営委員会(午前10時)	
	21	水	全員協議会(午前10時)/請願・陳情締切り(午後5時)	
	22	木		
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火	開会(午前10時) 予算決算委員会(前期全体会)	
	28	水	一般質問通告締切り(午後5時まで)	
	29	木	市長へ一般質問通告(午後3時まで)	
	30	金		
	31	土		
9	1	日		防災訓練
	2	月		
	3	火		
	4	水	中日議会運営委員会(午前9時)・一般質問(午前10時)	
	5	木	一般質問(午前9時)	
	6	金	総務委員会(午前9時)	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務委員会(午前9時)	
	10	火	社会文教委員会(午前9時)	
	11	水	社会文教委員会(午前9時)	
	12	木	産業建設委員会(午前9時)	
	13	金	産業建設委員会(午前9時)	
	14	土		
	15	日		
	16	月	(敬老の日)	
	17	火	委員会予備日	
	18	水	特別委員会(午前10時)	
	19	木	予算決算委員会(後期全体会/午前9時)	
	20	金	閉会日議会運営委員会(午前9時) 閉会(午前10時)	



## 令和元年度（2019年度）飯田市議会報告会 開催方針

- 1 目的 飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。
- 2 主催／共催 飯田市議会／各地区まちづくり委員会
- 3 開催時期 令和元年10月1(火)、2(水)、3(木)、4(金)、8(火)、9(水)、10(木)
- 4 対象者 飯田市民一般

### 5 開催方法

#### (1) ブロックでの開催

ア 地域性を考慮した7ブロックの開催とし、会場については、ブロック内の地区の持ち回りを基本とし、会場の収容人数及びブロック内の位置を考慮して設定する。

#### イ 開催日程

ブロック	遠山	西部	中部	北部	南部	竜東	飯田5地区
地区	上村 南信濃	伊賀良 山本	鼎 松尾	上郷 座光寺	竜丘・川路 三穂	下久堅 上久堅 千代・龍江	橋北・橋南 羽場・丸山 東野
開催日	10/1(火)	10/2(水)	10/3(木)	10/4(金)	10/8(火)	10/9(水)	10/10(木)
場所	上村 公民館	伊賀良 公民館	鼎 公民館	上郷 公民館	竜丘 公民館	下久堅 公民館	市役所

\*各会場とも限られた駐車場スペースなので、乗り合わせなどの協力をいただく。

#### (2) 会議形式

全体会及び分科会の2つの形式を用いる。分科会は常任委員会単位で設け、少人数で専門分野の意見を出しやすい形式とする。

### 6 内容

#### (1) 全体会

主な議会活動の報告のほか、議会報告会を起点とした政策づくりの流れ、行政評価について説明する。

#### (2) 分科会

ア 「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。

イ 「委員会活動報告」では、前年度の議会報告会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。

ウ 「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。

エ 分科会資料は、委員会活動、調査研究報告及び意見交換を簿冊にして分科会単位で配布する。市議会ホームページに掲載し、事前に入手できるようにする。

### 7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは予算・決算の審査対象とするものとその他のものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に応えていく。

### 8 その他

(1)参加者の募集については、市議会として広く市民に参加してもらえるように、まちづくり委員会以外の各種団体等や市民への周知方法を工夫する。

(2)分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、意見交換会のテーマについては、事前に市議会ホームページに資料を掲載し、市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。

(3)出席者アンケートにおいても意見を寄せてもらい、以後の取組につなげる。

(4)議会報告会で出された意見及びアンケート結果の集約後は、速やかに情報公開していく。

## 令和元年度（平成31年度） 議会による行政評価について

今年度の「議会による行政評価」は、5月臨時会で新たに設置の予算決算委員会の所管事務調査として取り組む。現在、同準備会において実施要項の内容等を協議・検討している。

実施にあたっては、6月定例会の予算決算委員会において実施要綱を提案し、決定され次第、それに基づいて進めていく。

### 1 議会による行政評価の方針 《実施要項（素案）より抜粋》

#### 【取組の方針】

- ・令和元年度の議会による行政評価は、新たに設置した予算決算委員会の所管事務調査に位置づけて実施する。
- ・実施にあたっては、飯田市総合計画の「いいだ未来デザイン2028」の基本目標と戦略計画を中心に行うが、必要に応じて事務事業や分野別計画についても扱う。また、特定の事務事業に関して課題がある場合は、引き続き決算審査においても取り扱う。
- ・議会として大局的な評価（森の評価）を重要とした前年度の手法を生かしつつ、分科会における専門的な評価、さらには、所属分科会を超えた議員間の議論を重視する。
- ・分科会、委員会準備会での調整、全体会を経て、議員間で共有された事項を提言にまとめる。

### 2 議会による行政評価にかかる6月定例会における日程（予定）

事前準備として、6月定例会の分科会（6月19日（水）に総務分科会、20日（木）に社会文教分科会、21日（金）に産業建設分科会）を開催（予定）する。また、基本目標と年度戦略の説明以外で、委員会の調査研究事項のために説明が必要になる「分野別計画」や「当事者目標」については、分科会において意見等をまとめ、委員会準備会で調整したうえで決定し、事前に執行機関側へ通知する。

### 3 議会による行政評価の日程（予定）

ステップ1「成果説明」	7月22日（月）、23日（火） 全体会、連合会議、各分科会
ステップ2「戦略計画に対する 個々の議員による評価」	提出日：7月30日（火）
ステップ3「分科会による意見集約」	8月6日（火） 連合会議 8月7日（水）
ステップ4「全体会での検討経過確認」	8月21日（水） *執行機関側同席
ステップ5「決算報告の分科会審査 及び全体会での確認」	9月6日（金）～18日（水） 分科会 9月20日（金） 閉会日全体会
ステップ6「提言と進行管理」	9月20日（金）

\*当年度反省、次年度計画については、提言書提出後、次年度以降の行政評価の具体的手法の集約を行う。（委員会準備会 ⇒ 代表者会 ⇒ （会派） ⇒ 議会運営委員会）

## 第2章 議案及び動議

- (1) 議会に提出される議案の取扱いについては、あらかじめ議会運営委員会で協議するのを例とする。
- (2) 市長から提出されるべき議案の写しは、市長が作製（印刷）するのを例とする。
- (3) 議員から提出されるべき議案、修正案、意見書案、決議案等は、議会事務局がその写しを作製（印刷）し、全議員及び理事者に配布するのを例とする。
- (4) 議案に対し修正動議による修正案を提出する場合は、採決する本会議の2日前（飯田市の休日定める条例に定める休日を含まない。以下、同様な日数要件の先例について同じ。）までに、書面をもって事務局へ提出することとする。また、提出のあった修正動議に関する情報については、提出期限後、直ちに全議員及び執行機関側に対し、ファクス等で伝えることとする。
- (5) 提出期限前の修正動議提出の有無については、予め事務局へ受付状況等を確認できるものとする。

（平成24年3月19日議会運営委員会決定）

- (6) 執行部提出議案に対する修正動議及び議員提出意見書案の提出の例
  - ・平成23年議案第10号飯田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）に対する修正動議  
(H24. 3. 22)
  - ・平成24年議会議案第3号浜岡原子力発電所の永久停止、廃炉を求める意見書（案）の提出  
(H24. 9. 26)
  - ・平成26年議案第85号平成26年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案に対する修正動議  
(H26. 6. 20)
  - ・ほか、例多数あり。
- (7) 議案の写しその他の関係書類は、招集日のおおむね1週間前に、議員へ配付するのを例とする。
- (8) 議案が提出された日は、当該議案が会議に上程された日とするのを例とする。
- (9) 議員及び委員会提出議案（条例、会議規則、意見書、決議等）は、暦年ごとにそれぞれ「**議第〇号**」、「**発委第〇号**」と一連番号を付けることを例とする。  
(一部改正：令和元年5月7日議会運営委員会決定)
- (10) 議員提出議案の様式、用字等の整理は、議長が行う。
- (11) 人事案件は、事前に、理事者側から代表者会において十分な説明を受けるのを例とする。
- (12) 財産区関連の人事案件については、討論や異議がない限り、一括議題とするのを例とする。  
(平成15年9月10日議会運営委員会決定)
- (13) 一般会計及び各特別会計の決算は、~~特別委員会を設置せず~~、第3回定例会中に**各常任予算決算委員会**に付託して審査するのを例とする。  
(平成14年11月6日議会運営委員会決定)  
(一部改正：令和元年 月 日議会運営委員会決定)
- (14) 定住自立圏形成協定に関する議案の審議については、提案説明後、委員会付託を省略し、直ちに採決するのを例とする。・H27・1定ほか

## 第5章 議事

### 第1節 議事

- (1) 本会議へ上程された議案は、飯田市議会会議規則第21条又は第35条に規定する場合のほか、議案番号順に説明を求めるのを例とする。
- (2) 委員会へ付託しない議案は、委員会付託議案に先んじて審議するのを例とする。
- (3) 請願及び陳情は、会期中で、常任委員会が開かれる日の直前の会議又は最終日の本会議へ上程し、各常任委員会へ付託するのを例とする。
- (4) 閉会中の継続審査の議決をした請願及び陳情のうち、委員会で採択若しくは不採択と決定し、又は取り下げられたものについてのみ、次の定例会の招集日に報告するのを例とする。
- (5) 会期中に議決した予算の執行方法等について、最終日に議会議案により決議案を提案し可決した例 (H19・1 3.23 P.462)
- (6) 人事案件、意見書案、決議案は、本会議で直ちに議決するのを例とする。
- (7) 本会議において議案に対する質疑通告の際、「通告は、議会事務局において受け付けます。通告はございますか」と諮るのを例とする。(H25・1定3.8 p371から)
- (8) 報告案件について、説明者が同一の場合、一括議題とし説明及び質疑を行うことを例とする。

(平成27年5月26日議会運営委員会から)

### 第2節 除斥

- (1) 市議会議員から提出された請願及び陳情の審議において除斥をした例
  - ・竜西土地改良区飯田市地区代表関島彦四郎氏からの42陳第60号 (S43・1定 3.22 P.9)
  - ・飯田市連合猟友会長西尾仁一氏からの44陳第29号 (S44・4定 12.3 P.39、12.19 P.12)
  - ・飯田市手をつなぐ親の会会長松下茂氏からの45陳第20号 (S46・1定 3.12 P.4)
  - ・飯田市養蚕振興協議会長鳴海衛氏からの47陳第41号 (S48・1定 3.3 P.21)
  - ・同上 52陳第37号 (S52・1定 3.19 P.9)
  - ・下伊那地区労働組合評議会議長森本藤登氏からの55請第1号 (S55・4定 12.19 P.3)
  - ・塩沢昭、實原裕、中田修、原広男、各氏からの57請第4号 (S57・4定 12.21 P.8)
  - ・松尾地区泰阜ダム撤去同盟会長 塩沢昭氏からの58陳第19号 (S58・4定 12.26 P.8)

### 第3節 説明員の本会議への出席

- (1) 一般選挙後の最初の会議における市長等への出席要請は、事務局長名をもって行うのを例とする。
- (2) 会議に出席する説明員等の範囲は、おおむね次のとおりとする。
  - ・市長、副市長、教育長、部長及び部長相当の職にある者、**会計管理者**、企画課長、秘書**広報**課長、総務文書課長、財政課長及び人事課長

(役職名に関する改正:平成21年1月14日議会運営委員会決定)

(一部改正:令和元年 月 日議会運営委員会決定)

  - ・行政機関の長、関係課長は必要に応じて出席する。

## 第2節 常任委員会

### 第1 通則

~~(1) 一般会計補正予算は、各常任委員会へ分割付託して審査するものとする。~~

~~(削除：令和元年 月 日議会運営委員会決定) (S61・2定 6.12 P.3)~~

(1) 災害復旧のみの補正予算案が提出された場合は、予算決算委員会への付託（分科会審査は行わない）を基本とするが、委員会準備会での調整により委員会付託の省略もあり得るものとする。

(令和元年 月 日議会運営委員会決定)

~~(2) 一般会計及び各特別会計決算は、特別委員会を設置せず、第3回定例会中に審査するのを例とする。~~

~~(削除：令和元年 月 日議会運営委員会決定) (平成14年11月6日議会運営委員会決定)~~

(2) 一般会計及び各特別会計の決算は、第3回定例会中に予算決算委員会に付託して審査するのを例とする。

(令和元年 月 日議会運営委員会決定)

(3) 従来、工事請負契約、使用貸借契約などの契約案件は、総務文教委員会へ付託して審査してきたが、審査の適正を図るため、契約案件の原因となる行為を担当する部課を所管する委員会に付託することとする。

(昭和62年2月26日議会運営委員会決定)

(4) 委員会への理事者出席は、副市長が出席するのを例とする。ただし、予算決算委員会の分科会への出席は原則として求めない。

(平成3年8月2日議会運営委員会決定)

(「収入役」を削除 平成21年1月14日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年 月 日議会運営委員会決定)

(5) 委員会及び委員会協議会への理事者側の説明員出席範囲は課長級以上を例とし、係長等の出席を必要とする場合は、あらかじめ所管委員会の委員長に申し出て、許可を得なければならない。

(平成19年9月12日議会運営委員会決定)

(6) 請願及び陳情は、常任委員会（又は特別委員会）へ付託して審査するのを例とする。ただし、予算決算委員会は除く。

(一部改正：令和元年 月 日議会運営委員会決定)

(7) 委員長が事故あるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行うが、その際、年長委員を仮に副委員長として指名するのを例とする。

(飯田市議会委員会条例第12条第2項を準用)

(平成6年6月1日議会運営委員会決定)

(8) 議員の任期満了直前の定例会最終日に上程され、常任委員会へ付託された請願又は陳情については、本会議を一旦休憩し、常任委員会を開いて審査するのを例とする。

(9) 常任委員会及び特別委員会への報道機関の傍聴については、公開を原則とする。

- ・報道機関に対しては、原則として、常任委員会及び特別委員会を公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合を除く。

(昭和54年8月31日議会運営委員会決定)

(10) 常任委員会及び特別委員会における報道機関等によるテレビカメラの撮影がある場合は、あらかじめ所管委員会の委員長に申し出て、許可を得なければならない。

(平成23年5月24日議会運営委員会決定)

(11) 常任委員の選任は、あらかじめ、正副議長が議員本人の希望を聞き、調整した後、議長が会議に諮って指名するのを例とする。

(12) 補欠選挙において当選した議員の常任委員の選任は、議長が会議に諮り、欠員となっている委員会の委員に指名するのを例とする。

(13) 委員長及び副委員長の職は、他の常任委員会又は議会運営委員会の、委員長又は副委員長の職と兼ねることができない。ただし、予算決算委員会を除く。

(平成21年2月13日議会運営委員会決定)

(一部改正：令和元年5月7日議会運営委員会決定)

(14) 前項の規定を特別委員会等の正副委員長に準用した例

- ・庁舎建設検討委員会 (H21. 5. 13～H22. 3. 24)
- ・庁舎建設特別委員会 (H22. 3. 24～H25. 4. 27)
- ・リニア推進対策特別委員会 (H22. 3. 24～H25. 4. 27)
- ・議会制度検討委員会 (H23. 9. 30～H24. 3. 22)
- ・議会改革推進会議 (H24. 3. 22～H25. 4. 27、H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在)
- ・リニア推進特別委員会 (H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在)
- ・広報広聴委員会 (H25. 5. 14～H27. 5. 12、H27. 5. 12～H29. 4. 27現在)
- ・次期総合計画検討委員会 (H28. 3. 18～H28. 11. 29)
- ・基本構想基本計画特別委員会 (H28. 11. 29～H29. 2. 23)

(15) 以下の事項を確認し委員会活動を行う。

- ・市民との対話の場の拡充を図るため、各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進する。
- ・懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。
- ・委員会所管事務調査を全議員が情報を共有し政策提言に繋げる。

(平成24年7月24日議会運営委員会決定)

(16) 委員会において附帯決議がなされた例

- ・社会文教委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例 (H27・1定 3. 18 p393)
- ・産業建設委員会での附帯決議を受けて、本会議において委員長報告をした例 (H28・1定 3. 18 p386)

- (1) 産業経済委員会に分割付託となった一般会計補正予算に対し、会期中に委員会が所管事務調査を実施。地方自治法第121条の規定により案件に係る者を委員会に招聘して審査をし、議案に対する附帯決議を付して委員会にて可決した例

(H19・1定 3・23 P444)

- (2) 議会による行政評価を導入。各常任委員会が閉会中に所管分野について所管事務調査を行い、調査結果を会期中の委員会にて決定、本会議で決定内容を提言書として集約し、閉会後に市長に提出した例

(H20・3定 9・24以後継続)

- (3) 以下の事項を確認し行政評価を実施する。

- ・行政評価にあたり、基本構想基本計画の着実な推進を図るため、市民生活の視点、人口目標や財政見通しなど長期的な視点に立って大局的に評価する。
- ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。

(平成24年7月24日議会運営委員会決定)

### 第3 委員長会等

- (1) 委員長会は、必要に応じ、議長が招集する。  
(2) 委員長会は次により開催する。

#### ア 目的及び内容

(ア) 目的 各委員会相互の情報交換による課題の共有化

(イ) 内容 おおむね次のとおりとする

- a 委員会の課題で、他の委員会にも関係がある課題の整合及び協議
- b 委員会の運営に関する共通事項の確認
- c 委員長の処務に関する共通事項の確認

イ 委員長会の構成者は、次のとおりとする。

(ア) 正副議長、及び各常任委員長、必要に応じ議会運営委員長、特別委員長及び検討委員長

- (3) 検討委員会は、必要に応じ、検討委員長が招集する。

ア 検討委員会の構成者は、次のとおりとする。

(ア) 検討委員、必要に応じ議長及び副議長

イ 検討委員会は、市又は議会の特定の重要な課題に関し、協議又は調整を行うために開催する

(平成23年4月20日議会運営委員会決定)

- (4) 検討委員会の設置の例

・議会議案検討委員会 (H28. 3. 18～H28. 9. 26)

※正副委員長については、それまでの経緯から議会改革推進会議の正副委員長が兼ねることとした。また、委員についても、議会改革推進会議の委員が兼ねることとした。

・次期総合計画検討委員会 (H28. 3. 18～H28. 11. 29)

### 第3節 特別委員会

- (1) 特別委員会については、発言回数を制限しない。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)



~~(2) 一般会計の(当初)予算案及び決算については、議員全員をもって構成する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するのを例としてきたが、審査特別委員会は設置せず、各常任委員会に分割付託とするのを例とする。~~

~~(平成13年12月20日議会運営委員会決定)~~ ([削除]: 令和元年 月 日議会運営委員会決定)

~~(3) 歳入について、歳出同様所管の委員会に分割付託することとする。また、予算審査特別委員会を設置しないことにより、要望意見の取りまとめは行なわないこととする。~~

~~(平成14年2月19日議会運営委員会決定)~~ ([削除]: 令和元年 月 日議会運営委員会決定)

~~(4) 一般会計及び各特別会計決算は、特別委員会を設置せず、第3回定例会中に審査するのを例とする。~~

~~(平成14年11月6日議会運営委員会決定)~~ ([削除]: 令和元年 月 日議会運営委員会決定)

(2)(5) 特別委員会の委員を追加指名した例

- ・合併対策特別委員会へ3名追加 (S63・2定 6.14 P.179)

(3)(6) 特別委員会は、随時行うこととする。

(平成12年7月11日議会運営委員会決定)

## 第4節 議会運営委員会

(1) 議会運営委員会の協議事項の例

- ・議会の会期及び日程の予定
- ・市長提出議案の取扱い(即決、委員会付託、特別委員会の設置、予算及び決算の~~分割付託~~分科会分担等)
- ・議員提出議案の取扱い
- ・議会費に関する予算
- ・一般質問の質問順序の交替
- ・委員会条例、会議規則、内規の制定及び改廃
- ・緊急質問の通告があった場合の取扱い

(一部改正: 令和元年 月 日議会運営委員会決定)

(2) 議会運営委員長は、委員会における質疑及び討論については、両方を含めて「ご発言はございませんか。」と会議に諮るのを例とする。

(平成3年12月24日議会運営委員会決定)

(3) 中日議運は、一般質問初日9時から開催することを例とする。

(平成15年9月10日議会運営委員会決定)

(4) 定例会の日程は、当該定例会の直前の定例会の告示日に行う議運で内定するのを例とする。

(平成16年9月29日議会運営委員会決定)

(5) 株式会社飯田ケーブルテレビに委託して本会議の様態を放映することとし、平成17年第3回定例会から試行する。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

(6) 文書の宛先敬称を「殿」から「様」に改める。

(平成4年2月24日議会運営委員会決定)

(7) 委員長及び副委員長の職は、他の常任委員会又は議会運営委員会の委員長又は副委員長の職と兼ねることができない。

(平成21年1月14日議会運営委員会決定)



## 第17章 本会議等のテレビジョン放送及びインターネット配信

### 第1節 本会議

- (1) 株式会社飯田ケーブルテレビに委託して本会議の様態を放映することとし、平成17年第3回定例会から試行的に開始する。放映に当たっては、カメラマンが議場内に立ち入ることを了承する。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

- (2) 本会議の中継放送は、次のとおり行う。

ア 本会議の中継放送は、飯田ケーブルテレビに委託して放映する。

イ 放送日程は、次のとおりとする。

(ア) 生中継放送は、各会期における次の会議について行う。

a 初日（第1号会議）

b 一般質問、代表質問等（第2号及び第3号会議、第4回定例会にあつては第4号会議）

c 最終日（第4号会議、第4回定例会にあつては第5号会議）

(イ) 再放送は、次に掲げる日に、録画した会議内容のすべてを放送する。

a 初日及び閉会日 会議の日から最初に到来する土曜日の午前10時から放送する。

b 一般質問、代表質問等 会議の日から起算して最初に到来する土曜日の10時から1日目を、翌日の日曜日の10時から2日目（第4定例会においては3日目）を連続して放送する。

c 再放送は、前2項を原則とするが番組編成等によりフレキシブルに対応できることとする。

(平成19年1月29日議会運営委員会決定)

- (3) インターネットを活用した映像配信を、以下により平成24年第4回定例会から実施する。

ア 本会議(代表・一般質問)の中継画像を ~~ユーストリーム(USTREAM)~~ を使用しインターネット配信する。

イ 配信業務は委託とする。

(平成24年9月5日議会運営委員会決定)

(一部改正(削除)：平成29年11月29日議会運営委員会決定)

### 第2節 委員会

- (1) 飯田市議会の委員会が行う会議について、インターネットによる映像配信をするために、飯田市議会委員会インターネット映像配信実施要綱を定め、実施する。

(平成28年11月22日議会運営委員会決定、別途掲載)

## 飯田市議会委員会インターネット映像配信実施要綱の修正について

このことについて、下記のとおり要綱の一部を修正したいので、議会運営委員会の決定を求める。

令和元年5月29日

広報広聴委員会

## ○飯田市議会委員会インターネット映像配信実施要綱

平成28年11月22日議会運営委員会決定

一部修正：平成29年11月21日議会運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会を実現するため、飯田市議会の委員会が行う会議について、インターネットによる動画の映像配信（以下「映像配信」という。）をするに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(映像配信の実施)

第2条 飯田市議会は、次に掲げる常任委員会及び特別委員会の会議について、映像配信を実施する。

- (1) 総務委員会
- (2) 社会文教委員会
- (3) 産業建設委員会
- (4) 予算決算委員会
- (5) 特別委員会

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場等については映像配信を行わないこととする。

(映像配信の種類)

第3条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

(映像配信の期間)

第4条 映像配信の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ライブ配信 会議の開始から終了まで
- (2) 録画配信 会議の終了後（休憩後を含む。）から映像配信に当たり飯田市議会が利用するサービスの提供を行う者が映像の保存を終了するまでの期間  
(休憩中の映像配信)

第5条 会議の休憩中は、映像配信をしない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、広報広聴委員会に諮って議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

## 議会運営委員会への申し送りについて

令和元年5月7日 議会運営委員会

### 1 次期への引継ぎ事項（案）

#### （1）議会選出の監査委員について

平成29年の地方自治法改正によって、議会選出の監査委員が選択制となり、自治体ごとに判断が可能となった。飯田市議会は、執行機関側からの要請により、引き続き議会から監査委員を選出することを決定したが、議会の権能強化を目指す一連の作業として監査制度の強化充実を議会として研究することは重要であるため、次の事項を申し送る。

- ①地方自治における議会の主要な機能の一つは監視にあり、監査委員の役割と重なるところがある。このため両者が専門性や独立性を保ちつつ、相互に補完し合って自治体のガバナンスを確立させることが有効と考える。
- については、議会選出の監査委員の可否の結論を急ぐのではなく、現在取り組んでいる議会の権能を生かすための研究と並行して、飯田市議会が目指している議会のあり方を描きながら、監査機能強化の検討を継続されたい。